

入札説明書

揖保川電気設備保守委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
揖保川電気設備保守管理業務
- (2) 業務の内容
設計書のとおり
- (3) 履行期間
令和7年4月1日（火）から令和11年3月31日（土）まで
- (4) 履行場所
姫路市余部区上川原 他

2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者、又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者で、第一希望業種の大分類が「役務の提供」、小分類「設備保守・管理」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気主任技術者を本件業務に配置できること。
- (6) 平成21年度以降に、自家用電気工作物保守管理業務の実施実績を有する者であること。

3 入札参加の申込み

本件の入札参加を希望する者は、次に従い、申込書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間
令和6年12月19日（木）から令和7年1月9日（木）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

兵庫県企業庁利水事務所（船津浄水場）事務担当

〒679-2101 姫路市船津町 4552-1

電話(079)232-5881 FAX(079)232-4937

(3) 提出書類

以下の書類を上記(2)に直接持参又は郵送すること。

郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出については、令和7年1月9日（木）午後5時までに上記(2)の場所に必着すること。

ア 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 兵庫県物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 電気主任技術者であることがわかる書類の写し

エ 平成21年度以降の自家用電気工作物保守管理業務実施実績が確認できる書類（様式任意）

オ 入札保証金の納付免除を希望する場合は、国、地方公共団体等と過去2年間に契約を締結したことがわかる一覧表（様式任意）及び契約書の写し

カ 入札参加資格確認結果通知書送付用封筒

110円切手を貼付し、返信先の住所、商号又は名称を記載した返信用封筒（長形3号封筒）

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(1)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年1月16日（木）午後5時までに文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 苦情の申立て

入札参加資格がないと認められた者は、次により契約担当者に対してその理由について、書面（様式任意）を持参し、説明を求めることができる。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(1) 申立期限

令和7年1月23日（木）午後4時まで

(2) 申立場所

上記3(2)に同じ。

(3) 回答

令和7年1月28日（火）に申立場所にて、説明を求めた者に対して書面によ

り回答するので来所すること。

5 設計書等に関する質問

(1) 設計書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式任意）を提出すること。

ア 受付期間

令和6年12月19日（木）から令和7年1月21日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

上記3(2)に同じ。

ウ 提出書類

様式は任意とするが、A4用紙に内容をまとめ、商号又は名称、担当者、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記載すること。

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。ただし、FAXの場合は、上記イへ到達確認を行うこと。

オ 質問の回答

令和7年1月28日（火）午後5時までに、入札参加申込者に電子メールにより通知するとともに、上記イにおいて閲覧に付す。

(2) 質問書を提出した者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 現地案内を希望する者は、上記イまで連絡すること。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す日時及び場所

上記3(1)(2)に同じ。

8 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年2月5日（水）午前10時

(2) 場 所 兵庫県企業庁利水事務所（船津浄水場）2階小会議室

(3) その他

入札金額の積算の根拠が分かる積算内訳書（様式任意）を当日持参すること。

9 入札書の提出方法

(1) 上記8の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

郵送により入札書を提出する場合は、次のアからウにより行うこと。

ア 入札書は、小封筒に入れて封印し、封筒には入札書と表記し、あて名及び件名に併せて入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

イ 積算内訳書等入札に必要なその他の書類は、入札書とは別の封筒に入れ封印し、封筒には書類の名称を表記し、あて名及び件名に併せて入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載する

こと。

ウ 上記ア、イにより作成した入札書等を封入した小封筒をすべて一つの封筒に入れ、郵便（書留郵便等、配達記録の残るものに限る。）により、令和7年2月4日（火）午後5時までに上記8（2）の場所に必着するよう郵送すること。

（2）入札に参加するに当たっては、上記3（4）イの入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

10 入札書の作成方法

（1）入札書は日本語で記載し、金額は日本国通貨とし、アラビア数字で記載すること。

（2）入札書は所定の別紙様式によること。

（3）入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 業務の名称は、上記1（1）に示した名称とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（別紙様式）を提出することとし、入札書には、入札者の記名及び所定事項への記入があること。

（4）入札金額は、上記1（3）の履行期間にかかる総額（税抜き）とすること。

（5）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金の納付を求める場合、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を、令和7年2月3日（月）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年2月4日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和7年4月1日（火）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国、地方公共団体等と過去2年間に契約を締結したことがわかる一覧表（様式任意）と契約書写しの提出があるとき。

（2）契約保証金

契約保証金の納付を求める場合、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を

加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県(企業庁)を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合や、国、地方公共団体等と過去2年間に同様の種類・規模の契約を数回以上締結し、履行しないおそれがないと認められる場合等、企業庁会計規程第86条の規定に該当する場合は、この限りでない。

12 開札

- (1) 開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札執行回数は2回を限度とし、企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (3) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

13 無効とする入札

- (1) 上記2に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等、上記2に示した入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 上記1(1)の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であつて、企業庁会計規程(昭和54年企業庁管理規程第2号)第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、直ちにくじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、入札書【再入札用】により直ちに再度の入札を行う。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

- (2) 入札保証金が必要な場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穩行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札の執行を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 契約書の作成

- (1) 契約締結予定日は令和7年4月1日とする。
- (2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、速やかに契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (6) 翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、契約を解除することがある。

18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

19 その他注意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者及び契約締結を拒否した者は、県の指名停止基準により指名停止されることがある。
- (2) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

20 調達事務担当

〒679-2101 姫路市船津町 4552-1

兵庫県企業庁利水事務所（船津浄水場） 事務担当 栢橋（かやはし）

電話(079)232-5881 FAX(079)232-4937